

## 憲法記念日の会長談話

2021年（令和3年）5月3日

兵庫県弁護士会

会長 津久井 進

市民のみなさまへ

今日は憲法記念日です。私たち市民が憲法の意味を考える絶好の機会です。

日本国憲法は、国民主権、基本的人権尊重、平和主義を三つの原則として掲げ、一人ひとりを個人として尊重することを最も大切にしています（憲法13条）。

現在、世界中の人々が、コロナ禍という災害に対し、人間らしい生活や尊厳を守るために頑張っています。日本では、感染拡大の恐怖、医療体制の逼迫、ワクチン接種の遅れ、風評による差別、生活困窮、孤立など様々な問題が深刻化していますが、制度や施策を見直すことによって改善される点も少なくないはずです。

私たちは、今こそ憲法前文に記された「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有する」（平和的生存権）の重要性をかみしめ、ありとあらゆる立場の人々が幸福追求権（憲法13条）の手応えをしっかりと感じられるよう、制度や施策の改善に取り組まなければなりません。

SDGsが目指す「誰一人取り残さない」という基本理念は憲法を具体化したものにほかならず、兵庫県弁護士会が活動してきた方向性はSDGsの定める行動目標と軌を一にしています。憲法記念日を迎えるにあたり、立憲主義の最後の砦となる司法の重要性と、基本的人権の擁護を实践する弁護士の使命を改めて心に刻んで、引き続き提言や実践に真摯に取り組む所存です。

兵庫県弁護士会は、今日、憲法記念日記念講演会を完全オンラインで開催します。限られた人生の時間の中で、命の大切さ、家族との生活の尊さ、仕事の意義などを、市民の方々と一緒に考え、憲法記念日にふさわしい時間を共有できれば幸いです。